第10章 環境の保全のための措置

本事業の実施による環境への影響をできる限り回避、低減すること及び国、県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策によって示されている基準又は目標の達成に努めることを目的として実施する環境保全措置(環境配慮事項を含む)の内容は以下のとおりである。

10.1 実施主体

環境保全措置の実施主体は、全て事業者とする。

10.2 環境保全措置の検討結果

「第 9 章 調査、予測及び評価の結果」の評価項目ごとに示した環境保全措置の内容、効果及び環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化並びに効果の不確実性の程度、環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれのある環境影響については、項目ごとに表 10.2-1～表 10.2-18 に示すとおりである。

なお、環境保全に関する地域住民からの苦情等に迅速かつ誠実に対応するための窓口を設置し、必要な措置を適切に講じる。

表 10.2-1(1)　環境保全措置(大気質)

影響要因	環境保全措置の内容	効果及び環境の変化	効果の不確実性の程度	実施に伴い生じるおそれのある環境影響
建設機械の稼働	・工事に当たっては、排出ガス対策型建設機械の使用に努める。 ・建設機械は、定期的な点検・整備を行い、整備不良による大気汚染物質の過剰排出を未然に防ぎ、高負荷運転を極力避け、大気汚染物質の発生を抑制する。	大気汚染物質濃度が低減する。	小	無
	・粉じんの飛散防止のため仮囲い（高さ 3m）を設置する。 ・工事現場及び工事用道路には、必要に応じて散水し、粉じんの発生を防止する。 ・建設機械のタイヤに付着した土砂の払落しや清掃等を徹底する。	粉じんの飛散量が低減する。	小	無
資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	・工事用車両は、速度制限等の交通規則の遵守、不必要なアイドリングの禁止等、工事業者に周知・徹底する。 ・工事用車両は、定期的な点検・整備を行い、整備不良による大気汚染物質の過剰排出を未然に防ぎ、高負荷運転を極力避け、大気汚染物質の発生を抑制する。	大気汚染物質濃度が低減する。	小	無
	・工事車両のタイヤに付着した土砂の払落しや清掃等を徹底する。	粉じんの飛散量が低減する。	小	無
施設の稼働	・廃棄物ピットから焼却炉への廃棄物の投入は、建屋内で行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止する。 ・排ガス中のばいじん対策として、ばいじんを高効率に捕集するため、集じん機としてバグフィルタを採用する。 ・排ガス中の硫黄酸化物及び塩化水素対策として、バグフィルタの入口煙道中に消石灰等を噴霧し、中和反応処理を行うことで、反応後のばいじんとともに、バグフィルタにて捕集・除去する。 ・排ガス中の窒素酸化物対策として、触媒反応塔にてアンモニア等を噴霧し、窒素酸化物排出量の低減に努める。	大気汚染物質濃度が低減する。	小	無

表 10.2-1(2)　環境保全措置(大気質)

影響要因	環境保全措置の内容	効果及び環境の変化	効果の不確実性の程度	実施に伴い生じるおそれのある環境影響
施設の稼働	・排ガス中のダイオキシン類対策として、燃焼ガスを 800℃以上で 2 秒以上滞留させて完全燃焼し、ダイオキシン類の発生を抑制する。その後、減温塔にて燃焼ガスを 200℃以下に急冷し、ダイオキシン類の再合成を防止する。わずかに再合成したダイオキシン類は、バグフィルタの入口煙道中に活性炭を吹き込み、吸着させて、バグフィルタにて捕集・除去する。 ・主灰及び飛灰は湿潤化した後、搬出までの間、建屋内で保管する。また、車両への積込作業も建屋内で行うことで、周囲への飛散を防止する。 ・リサイクル施設（選別破砕施設）では、廃棄物を建屋内で受け入れ、処理、保管、車両への積込作業を行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止する。また、廃棄物の荷降ろし場所等の粉じんが発生しやすい箇所に散水設備を設置する。 ・廃棄物運搬車両は、速度制限等の交通規則の遵守、不必要なアイドリングの禁止等、運転手に周知・徹底する。	大気汚染物質濃度が低減する。	小	無
	・法規制に基づく排ガスの定期的な測定（ばいじん、塩化水素、窒素酸化物、硫黄酸化物は 2 月を超えない作業期間ごとに 1 回以上、水銀は 4 月を超えない作業期間ごとに 1 回以上、ダイオキシン類は 1 年に 1 回以上）を第三者機関（計量証明事業所）にて実施し、その測定結果は会社ホームページや公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が運営する産廃情報ネット（さんぱいくん）で定期的に公表する。また、インターネットを活用した公表だけでなく、各自治体、地元地区へも定期的に報告する。	必要に応じて、対策を講じることで影響を低減する。	小	無
廃棄物の搬出入	・廃棄物運搬車両は、速度制限等の交通規則の遵守、不必要なアイドリングの禁止等、運転手に周知・徹底する。 ・廃棄物運搬車両は、定期的な点検・整備を行い、整備不良による大気汚染物質の過剰排出を未然に防ぎ、高負荷運転を極力避け、大気汚染物質の発生を抑制する。 ・廃棄物運搬車両は、環境負荷の少ない低公害車を推奨する。	大気汚染物質濃度が低減する。	小	無
	・廃棄物運搬車両は、廃棄物の飛散・流出を防止するために、カバー使用等を励行する。	粉じんの飛散量が低減する。	小	無

表 10.2-2　環境保全措置(騒音)

影響要因	環境保全措置の内容	効果及び環境の変化	効果の不確実性の程度	実施に伴い生じるおそれのある環境影響
建設機械の稼働	・工事に当たっては、低騒音型建設機械の使用に努める。 ・近隣への工事騒音の影響を軽減させるため、必要に応じて防音シート等の設置を行う。 ・建設機械は、不必要なアイドリングの禁止等、工事業者に周知・徹底する。	騒音の影響を低減する。	小	無
	・敷地境界における騒音のモニタリングを定期的に実施し、その測定結果を各自治体、地元地区へ定期的に報告する。モニタリング頻度については、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡5町と協議を行った上で決定する。	必要に応じて、対策を講じることで影響を低減する。	小	無
資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	・工事用車両は、速度制限等の交通規則の遵守、不必要なアイドリングの禁止等、工事業者に周知・徹底する。 ・特定の時間帯に搬入車両が集中しないように、搬入車両を分散させる。	騒音の影響を低減する。	小	無
施設の稼働	・騒音が発生する機器は、低騒音の機器を採用する。 ・著しい騒音が発生する機器は、内壁に吸音材を施工する等、防音対策を施した室内に設置する。また、必要に応じて防音カバー等を設置する。	騒音の影響を低減する。	小	無
	・敷地境界における騒音のモニタリングを定期的に実施し、その測定結果を各自治体、地元地区へ定期的に報告する。モニタリング頻度については、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡5町と協議を行った上で決定する。	必要に応じて、対策を講じることで影響を低減する。	小	無
廃棄物の搬出入	・廃棄物運搬車両は、速度制限等の交通規則の遵守、不必要なアイドリングの禁止等、工事業者に周知・徹底する。 ・特定の時間帯に搬入車両が集中しないように、搬入車両を分散させる。	騒音の影響を低減する。	小	無

表 10.2-3　環境保全措置(振動)

影響要因	環境保全措置の内容	効果及び環境の変化	効果の不確実性の程度	実施に伴い生じるおそれのある環境影響
建設機械の稼働	・工事に当たっては、低振動型建設機械の使用に努める。 ・建設機械は、不必要なアイドリングの禁止等、工事業者に周知・徹底する。	振動の影響を低減する。	小	無
	・敷地境界における振動のモニタリングを定期的に実施し、その測定結果を各自治体、地元地区へ定期的に報告する。モニタリング頻度については、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議を行った上で決定する。	必要に応じて、対策を講じることで影響を低減する。	小	無
資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	・工事用車両は、速度制限等の交通規則の遵守、不必要なアイドリングの禁止等、工事業者に周知・徹底する。 ・特定の時間帯に搬入車両が集中しないように、搬入車両を分散させる。	振動の影響を低減する。	小	無
施設の稼働	・振動が発生する機器は、低振動の機器を採用する。 ・著しい振動が発生する機器は、振動の伝播を防止するために、強固な基礎上に設置する。	振動の影響を低減する。	小	無
	・敷地境界における振動のモニタリングを定期的に実施し、その測定結果を各自治体、地元地区へ定期的に報告する。モニタリング頻度については、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議を行った上で決定する。	必要に応じて、対策を講じることで影響を低減する。	小	無
廃棄物の搬出入	・廃棄物運搬車両は、速度制限等の交通規則の遵守、不必要なアイドリングの禁止等、運転手に周知・徹底する。 ・特定の時間帯に搬入車両が集中しないように、搬入車両を分散させる。	振動の影響を低減する。	小	無

表 10.2-4　環境保全措置（低周波音）

影響要因	環境保全措置の内容	効果及び環境の変化	効果の不確実性の程度	実施に伴い生じるおそれのある環境影響
施設の稼働	・振動が発生する機器は、低振動の機器を採用する。	低周波音の影響を低減する。	小	無
	・施設機器の運転管理において低周波音の発生の低減に努めるとともに、各設備の定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。	点検等により異常な低周波音の発生を防止する。	小	無

表 10.2-5　環境保全措置(悪臭)

影響要因	環境保全措置の内容	効果及び環境の変化	効果の不確実性の程度	実施に伴い生じるおそれのある環境影響
施設の稼働（排出ガス）	・エネルギー回収施設（メタン発酵施設）内で発生する臭気は、捕集して、焼却炉内へ吹き込み、燃焼用空気として高温分解処理する。また、エネルギー回収施設（焼却施設）が定期修理中は、活性炭脱臭塔にて脱臭処理する。	悪臭の影響を低減する。	小	無
	・敷地境界における悪臭のモニタリングを定期的に実施し、その測定結果を各自治体、地元地区へ定期的に報告する。モニタリング頻度については、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議を行った上で決定する。	必要に応じて、対策を講じることで影響を低減する。	小	無
廃棄物の搬出入（機械等の稼働）	・エネルギー回収施設（メタン発酵施設）内で発生する臭気は、捕集して、焼却炉内へ吹き込み、燃焼用空気として高温分解処理する。また、エネルギー回収施設（焼却施設）が定期修理中は、活性炭脱臭塔にて脱臭処理する。 ・エネルギー回収施設（焼却施設）では、臭気発生源となる廃棄物ピットを建屋内に設置し、廃棄物ピット内の空気を吸引して常に負圧に保ち、建屋外への臭気の漏洩を防止する。なお、吸引した空気（臭気）は、焼却炉内へ吹き込み、燃焼用空気として高温分解処理する。また、エネルギー回収施設（焼却施設）が定期修理中は、廃棄物ピット内に消臭剤を噴霧することで周辺への臭気の拡散を防止する。 ・堆肥化施設内で発生する臭気は、捕集して、脱臭塔にて脱臭処理する。 ・リサイクル施設（選別破砕施設）では、悪臭が発生する廃棄物の取り扱いはないが、定期的に構内を清掃し、清潔に保つ。また、必要に応じて消臭剤を噴霧する。 ・廃棄物運搬車両は、悪臭の漏洩を抑制するために、カバー使用等を励行する。	悪臭の影響を低減する。	小	無
	・敷地境界における悪臭のモニタリングを定期的に実施し、その測定結果を各自治体、地元地区へ定期的に報告する。モニタリング頻度については、環境アセスメントの結果を踏まえて、上益城郡 5 町と協議を行った上で決定する。	必要に応じて、対策を講じることで影響を低減する。	小	無

表 10.2-6　環境保全措置(水質)

影響要因	環境保全措置の内容	効果及び環境の変化	効果の不確実性の程度	実施に伴い生じるおそれのある環境影響
造成工事及び施設の設置工事	・工事区域に降る雨水や工事用車両のタイヤ洗浄による排水は、集水して仮設沈砂池や沈砂槽に滞留させ、土砂を分離した後、上澄み水を公共用水域に放流する。 ・工事中においては、盛土工事に先立ち、調整池の設置を行うが調整池が整備されるまでの期間については、仮設沈砂池の設置を行う。 ・アルカリ排水の発生については、必要に応じて pH 調整によりアルカリ排水を中和する。	水質の影響を低減する。	小	無

表 10.2-7　環境保全措置(地下水)

影響要因	環境保全措置の内容	効果及び環境の変化	効果の不確実性の程度	実施に伴い生じるおそれのある環境影響
施設の稼働（地下水利用）	・施設の生活用水、プラント用水は、地下水及び水道水の利用を基本として計画するが、熊本県地下水保全条例に基づき、地下水保全の観点から、雨水の活用や使用水の再利用等による地下水利用量の抑制を図る。	地下水への影響を低減する。	小	無
	・地下水の使用量以上の積極的な涵養に努める。なお、地下水涵養については、熊本県地下水保全条例に定める地下水涵養指針に基づき、地下水採取量に見合う量（10 割）を超える地下水涵養を目標として取り組むこととする。具体的には、公益財団法人くまもと地下水財団を通じて、涵養活動に必要な費用を支援することで、地域全体での地下水資源の保全に貢献を計画している。また、当社が直接的に貢献できる具体的な取り組みがないかどうか、事業計画地の周辺地域の団体や土地改良区あるいは御船町とも相談した上で、今後、検討する。	地下水採取量分を代償する。	小	無

表 10.2-8　環境保全措置(土壌汚染)

影響要因	環境保全措置の内容	効果及び環境の変化	効果の不確実性の程度	実施に伴い生じるおそれのある環境影響
施設の稼働	・排ガス中のダイオキシン類対策として、燃焼ガスを 800℃以上で 2 秒以上滞留させて完全燃焼し、ダイオキシン類の発生を抑制する。その後、減温塔にて燃焼ガスを 200℃以下に急冷し、ダイオキシン類の再合成を防止する。わずかに再合成したダイオキシン類は、バグフィルタの入口煙道中に活性炭を吹き込み、吸着させて、バグフィルタにて捕集・除去する。	土壌汚染への影響を低減する。	小	無
	・法規制に基づく排ガスの定期的な測定（ばいじん、塩化水素、窒素酸化物、硫黄酸化物は 2 月を超えない作業期間ごとに 1 回以上、水銀は 4 月を超えない作業期間ごとに 1 回以上、ダイオキシン類は 1 年に 1 回以上）を第三者機関（計量証明事業所）にて実施し、その測定結果は会社ホームページや公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が運営する産廃情報ネット（さんぱいくん）で定期的に公表する。また、インターネットを活用した公表だけでなく、各自治体、地元地区へも定期的に報告する。	必要に応じて、対策を講じることで影響を低減する。	小	無

表 10.2-9(1)　環境保全措置(動物)

影響要因	環境保全措置の内容	効果及び環境の変化	効果の不確実性の程度	実施に伴い生じるおそれのある環境影響
建設機械の稼働	・低騒音型・低振動型建設機械の使用に努める。 ・必要に応じて防音シート等の設置を行う。 ・建設機械は、不必要なアイドリングの禁止等、工事業者に周知・徹底する。	動物の生息環境の変化への影響を低減する。	小	無
資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	・工事用車両は、速度制限等の交通規則の遵守、不必要なアイドリングの禁止等、工事業者に周知・徹底する。 ・特定の時間帯に搬入車両が集中しないように、搬入車両を分散させる。 ・工事用車両のタイヤ洗浄による排水は、集水して仮設沈砂池や沈砂槽に滞留させ、土砂を分離した後、上澄み水を公共用水域に放流する。	動物の生息環境の変化への影響を低減する。	小	無
造成工事及び施設の設置工事	・対象事業実施区域内の樹林の一部を残置し、できる限り動物の移動・生息可能な環境を保全する。	動物の生息環境の変化への影響を低減する。	小	無
	・工事区域に降る雨水は、集水して仮設沈砂池や沈砂槽に滞留させ、土砂を分離した後、上澄み水を公共用水域に放流する。 ・工事中においては、盛土工事に先立ち、調整池の設置を行うが調整池が整備されるまでの期間については、仮設沈砂池の設置を行う。 ・アルカリ排水の発生については、必要に応じて pH 調整によりアルカリ排水を中和する。	水辺を生息環境とする動物への影響を低減する。	小	無
	・予測地域内に存在する開放水域付近に、動物が利用可能な水域を創出し、両生類や水生昆虫等、水辺を生息環境とする動物への影響を代償する。	水辺を生息環境とする動物への影響を代償する。	中	無
地形改変後の土地及び施設の存在	・改変区域の一部を緑地として造成し、できる限り動物が利用可能な環境を整備する。	動物の生息環境の変化への影響を低減する。	小	無
	・廃棄物はすべて建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止する。 ・敷地内に降った雨水は、排水側溝により集水し、調整池に導き、流量を調整してから公共用水域に放流する。また、調整池からの放流水のモニタリングを定期的に実施する。	水辺を生息環境とする動物への影響を低減する。	小	無

表 10.2-9(2)　環境保全措置(動物)

影響要因	環境保全措置の内容	効果及び環境の変化	効果の不確実性の程度	実施に伴い生じるおそれのある環境影響
地形改変後の土地及び施設の存在	・施設に設置する照明について、以下の内容を検討・実施し、夜間に活動する動物への影響を低減する。(LED 等、昆虫類を誘引しにくい照明の採用、フードルーバー等による照明の方向の制限、建屋内の光を制限するブラインドの設置等)	夜間に活動する動物への影響を低減する。	小	無
	・造成緑地の一部をイネ科、カヤツリグサ科等を含む現況に近い草地とすることで、カヤネズミ等、草地を生息環境とする動物への影響を代償する。	草地を生息環境とする動物への影響を代償する。	小	無
	・予測地域内に存在する開放水域付近に、動物が利用可能な水域を創出し、両生類や水生昆虫等、水辺を生息環境とする動物への影響を代償する。	水辺を生息環境とする動物への影響を代償する。	中	無

表 10.2-10　環境保全措置(植物)

影響要因	環境保全措置の内容	効果及び環境の変化	効果の不確実性の程度	実施に伴い生じるおそれのある環境影響
造成工事及び施設の設置工事	・工事区域に降る雨水は、集水して仮設沈砂池や沈砂槽に滞留させ、土砂を分離した後、上澄み水を公共用水域に放流する。 ・工事中においては、盛土工事に先立ち、調整池の設置を行うが調整池が整備されるまでの期間については、仮設沈砂池の設置を行う。 ・アルカリ排水の発生については、必要に応じて pH 調整によりアルカリ排水を中和する。	植物の生育環境の変化への影響を低減する。	小	無
	・イズハハコ、エビネ属、ムヨウラン属の 3 種については、生育地点の工事前に生育個体または個体から採取した種子を他の同質な環境に移植し、植物への影響を代償する。	本種への影響を代償する。	中	無
地形改変後の土地及び施設の存在	・廃棄物はすべて建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止する。 ・敷地内に降った雨水は、排水側溝により集水し、調整池に導き、流量を調整してから公共用水域に放流する。また、調整池からの放流水のモニタリングを定期的に実施する。	植物の生育環境の変化への影響を低減する。	小	無
	・イズハハコ、エビネ属、ムヨウラン属の 3 種については、生育地点の工事前に生育個体または個体から採取した種子を他の同質な環境に移植し、植物への影響を代償する。	本種への影響を代償する。	中	無

表 10.2-11　環境保全措置(生態系)

影響要因	環境保全措置の内容	効果及び環境の変化	効果の不確実性の程度	実施に伴い生じるおそれのある環境影響
建設機械の稼働	・低騒音型・低振動型建設機械の使用に努める。 ・必要に応じて防音シート等の設置を行う。 ・建設機械は、不必要なアイドリングの禁止等、工事業者に周知・徹底する。	注目種の生息環境の変化への影響を低減する。	小	無
資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	・工事用車両のタイヤ洗浄による排水は、集水して仮設沈砂池や沈砂槽に滞留させ、土砂を分離した後、上澄み水を公共用水域に放流する。 ・工事用車両は、速度制限等の交通規則の遵守、不必要なアイドリングの禁止等、工事業者に周知・徹底する。 ・特定の時間帯に搬入車両が集中しないように、搬入車両を分散させる。	注目種の生息環境の変化への影響を低減する。	小	無
造成工事及び施設の設置工事	・対象事業実施区域内の樹林の一部を残置し、できる限り注目種の移動・生息可能な環境を保全する。	注目種の生息環境の変化への影響を低減する。	小	無
	・工事区域に降る雨水は、集水して仮設沈砂池や沈砂槽に滞留させ、土砂を分離した後、上澄み水を公共用水域に放流する。 ・工事中においては、盛土工事に先立ち、調整池の設置を行うが調整池が整備されるまでの期間については、仮設沈砂池の設置を行う。 ・アルカリ排水の発生については、必要に応じて pH 調整によりアルカリ排水を中和する。	水辺を生息環境とする注目種への影響を低減する。	小	無
	・予測地域内に存在する開放水域付近に、注目種が利用可能な水域を創出し、カエル類への影響を代償する。	水辺を生息環境とする注目種への影響を代償する。	中	無
地形改変後の土地及び施設の存在	・改変区域の一部を緑地として造成し、できる限り注目種が利用可能な環境を整備する。	注目種の生息環境の変化への影響を低減する。	小	無
	・廃棄物はすべて建屋内で受け入れることで、雨水との接触を防止する。 ・敷地内に降った雨水は、排水側溝により集水し、調整池に導き、流量を調整してから公共用水域に放流する。また、調整池からの放流水のモニタリングを定期的に実施する。	水辺を生息環境とする注目種への影響を低減する。	小	無
	・施設に設置する照明について、以下の内容を検討・実施し、夜間に活動する注目種への影響を低減する。(LED 等、昆虫類を誘引しにくい照明の採用、フードルーバー等による照明の方向の制限、建屋内の光を制限するブラインドの設置等)	夜間に活動する注目種への影響を低減する。	小	無
	・予測地域内に存在する開放水域付近に、注目種が利用可能な水域を創出し、カエル類への影響を代償する。	水辺を生息環境とする注目種への影響を代償する。	中	無

表 10.2-12　環境保全措置(景観)

影響要因	環境保全措置の内容	効果及び環境の変化	効果の不確実性の程度	実施に伴い生じるおそれのある環境影響
地形改変後の土地及び施設の存在	・建物は周辺環境と調和のとれた親しみやすいデザインとし、圧迫感を感じさせないものとする。また、熊本県景観計画を踏まえ、周辺の景観へ配慮する。 ・屋外広告物を掲出する場合は、面積を最小限に抑えるとともに、色彩やデザイン等周辺の景観へ配慮する。	景観への影響を低減する。	小	無

表 10.2-13　環境保全措置(人と自然との触れ合いの活動の場)

影響要因	環境保全措置の内容	効果及び環境の変化	効果の不確実性の程度	実施に伴い生じるおそれのある環境影響
資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	・一般道では、速度制限等の交通規則を遵守するとともに、地元車両を優先し、通学時間帯への配慮を徹底する。 ・特定の時間帯に車両が集中しないように、車両を分散させることで、交通渋滞の発生を防止する。	アクセスルートへの影響を低減する。	小	無
地形改変後の土地及び施設の存在	・騒音・振動が発生する機器は、低騒音・低振動の機器を採用する。 ・廃棄物ピットから焼却炉への廃棄物の投入は、建屋内で行うことで、周囲への粉じんの飛散を防止する。	利用環境の変化への影響を低減する。	小	無
廃棄物の搬出入	・一般道では、速度制限等の交通規則を遵守するとともに、地元車両を優先し、通学時間帯への配慮を徹底する。 ・特定の時間帯に車両が集中しないように、車両を分散させることで、交通渋滞の発生を防止する。	アクセスルートへの影響を低減する。	小	無

表 10.2-14　環境保全措置(廃棄物等)

影響要因	環境保全措置の内容	効果及び環境の変化	効果の不確実性の程度	実施に伴い生じるおそれのある環境影響
廃棄物の発生	・リサイクル施設（選別破砕施設）で発生する可燃物や、堆肥化施設とエネルギー回収施設（メタン発酵施設）で発生する食品廃棄物から取り除いた包装類並びにし渣は、エネルギー回収施設（焼却施設）にて適正に焼却処分する。 ・エネルギー回収施設（メタン発酵施設）で発生する発酵液は、混合槽やメタン発酵槽に返送して循環利用するが、オーバーフロー分についてはエネルギー回収施設（焼却施設）にて適正に焼却処分する。 ・エネルギー回収施設（焼却施設）で発生する主灰及び飛灰や、リサイクル施設（選別破砕施設）で発生する不燃物は、県内の最終処分業者にて適正に埋立処分する。 ・主灰及び飛灰は、定期的に重金属類の溶出試験やダイオキシン類の測定を実施し、埋立基準等に適合していることを確認する。 ・事務所から発生する廃棄物は、可能な限り発生抑制に努め、発生してしまう廃棄物については、リユース・リサイクルを徹底し、減量化を図る。	適正処理を行うことで、廃棄物の影響を低減する。	小	無
造成工事及び施設の設置工事	・建設発生土の搬出においては、搬出先の受入基準に適合していることを確認した上で搬出し、再利用する。 ・建設廃棄物のうち再資源化できないものは、運搬・処分の許可を得た産業廃棄物処理業者に委託し、適切に処理・処分するとともに、その事実をマニフェストにて確認する。	適正処理を行うことで、廃棄物の影響を低減する。	小	無

表 10.2-15　環境保全措置(温室効果ガス等)

影響要因	環境保全措置の内容	効果及び環境の変化	効果の不確実性の程度	実施に伴い生じるおそれのある環境影響
建設機械の稼働	・建設機械は、定期的な点検・整備を行い、整備不良による燃料の過剰使用を未然に防ぎ、高負荷運転を極力避け、燃料使用の発生を抑制する。 ・建設機械は、不必要なアイドリングの禁止等、工事業者に周知・徹底する。	温室効果ガスの発生を低減する。	小	無
資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	・資材及び機械の運搬に用いる車両は、速度制限等の交通規則の遵守、不必要なアイドリングの禁止等、工事業者に周知・徹底する。	温室効果ガスの発生を低減する。	小	無
施設の稼働	・地上部における緑化を推進し、二酸化炭素の吸収量の増加を図る。 ・エネルギー回収施設において、焼却熱やバイオガスにより発電を行い、場内で利用する。また、非化石エネルギーとなる電気や熱を地域の必要とする企業等で利活用する。	温室効果ガスの発生を低減する。	小	無

表 10.2-16　環境保全措置(文化財)

影響要因	環境保全措置の内容	効果及び環境の変化	効果の不確実性の程度	実施に伴い生じるおそれのある環境影響
地形改変後の土地及び施設の存在	・熊本県、御船町の教育委員会と連携し、必要に応じて文化財の保護上必要な措置を講じるものとする。 ・新たに埋蔵文化財が確認された場合には、文化財保護法に基づき、関係機関と協議の上、適切に対処する。	文化財に与える影響を低減する。	小	無

表 10.2-17(1)　環境保全措置(安全・交通)

影響要因	環境保全措置の内容	効果及び環境の変化	効果の不確実性の程度	実施に伴い生じるおそれのある環境影響
資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	・速度制限、過積載の防止等の交通規則の遵守や運行ルートを厳守するとともに、地元車両を優先し、通学時間帯への配慮を徹底する。 ・登校時間帯（概ね 7 時～8 時 30 分）においては、通学路周辺での徐行運転、交差点手前での早めの減速、横断歩道付近での一時停止・安全確認等を徹底する。 ・下校時間帯（概ね 13 時～17 時）においては、通学路周辺での徐行運転、飛び出しへの注意、雨天・夕暮れ時のライト点灯等により、安全確保に十分配慮して走行する。 ・必要に応じて、運行ルート上の注意箇所や学校周辺の交通状況等についても共有し、安全確保に向けた取り組みを継続的に行う。 ・対象事業実施区域への出入口には、必要に応じて誘導員を配置することで、交通事故の防止に努める。 ・凍結防止剤を常備し、状況に応じて、出入口に散布することで、道路の凍結を防止する。 ・上益城郡 5 町や地元地区との連絡協議会を立ち上げ、当該連絡協議会において、工事車両の主なルート、台数の見込み等について事前に周知する。 ・地域のイベント開催状況等の情報を収集の上、必要に応じて施設へ出入りする工事用車両の運行を制限し、地域のイベントに影響を及ぼさないよう、できる限り配慮する。	事故等の発生を低減する。	小	無

表 10.2-17(2)　環境保全措置(安全・交通)

影響要因	環境保全措置の内容	効果及び環境の変化	効果の不確実性の程度	実施に伴い生じるおそれのある環境影響
廃棄物の搬出入	・速度制限、過積載の防止等の交通規則の遵守や運行ルートを厳守するとともに、地元車両を優先し、通学時間帯への配慮を徹底する。 ・登校時間帯（概ね 7 時～8 時 30 分）においては、通学路周辺での徐行運転、交差点手前での早めの減速、横断歩道付近での一時停止・安全確認等を徹底する。 ・下校時間帯（概ね 13 時～17 時）においては、通学路周辺での徐行運転、飛び出しへの注意、雨天・夕暮れ時のライト点灯等により、安全確保に十分配慮して走行する。 ・必要に応じて、運行ルート上の注意箇所や学校周辺の交通状況等についても共有し、安全確保に向けた取り組みを継続的に行う。 ・対象事業実施区域への出入口には、必要に応じて誘導員を配置することで、交通事故の防止に努める。 ・凍結防止剤を常備し、状況に応じて、出入口に散布することで、道路の凍結を防止する。 ・施設建設や供用開始に向けて、上益城郡 5 町や地元地区との連絡協議会を立ち上げ、当該連絡協議会において、廃棄物運搬車両の主な搬入ルートや搬出入口の構造、搬入台数の見込み等について事前に周知する。 ・運搬業務に従事する事業者に対して、通学路周辺での徐行運転、早めの減速、飛び出しへの注意、ライト点灯の励行等の安全運転に関する事項を事前に周知し、交通安全対策の徹底を求める体制を構築する。 ・対象事業実施区域の前面道路に受付・計量待ちの車両が並ぶことがないように、対象事業実施区域内に搬入車両の待機スペースを十分に確保することで、交通渋滞の発生を防止する。 ・車両の減速に有効な対策として、マミコゥロードとの交差点手前に一旦停止線を設けることで、当該交差点での右左折時における安全性を確保する。 ・特定の時間帯に搬入車両が集中しないように、搬入車両を分散させることで、交通渋滞の発生を防止する。 ・マミコゥロードから対象事業実施区域への出入口には、右折レーンを設ける。	事故等の発生を低減する。	小	無

表 10.2-18　環境保全措置(安全・防災)

影響要因	環境保全措置の内容	効果及び環境の変化	効果の不確実性の程度	実施に伴い生じるおそれのある環境影響
地形改変後の土地及び施設の存在及び施設の稼働（機械等の稼働）	・消防法に基づき、消火器や消火栓等の消火設備を適切に設置する。また、消火設備は常に十分な管理を行い、所定の能力が発揮できるよう点検・整備を実施する。 ・施設や設備機器の維持管理点検やメンテナンスを適切に実施することで、事故等の発生防止に努める。万が一、事故等が発生した際の緊急連絡体制の整備を含めた事故等対応マニュアルをあらかじめ整備し、適切な対応を取ることができるように定期的に訓練を実施する。	事故等の発生を低減する。	小	無